

愛知ミニバスケットボール連盟規約

2018. 3. 24

第一章 総則

- 第1条 この連盟は愛知ミニバスケットボール連盟と称する。（英文名は、AICHI MINI BASKETBALL FEDERATION とし、その略称を「AMB F」とする。）
- 第2条 連盟は一般財団法人愛知県バスケットボール協会、公益財団法人日本バスケットボール協会、東海ミニバスケットボール連盟、日本ミニバスケットボール連盟に登録する。
- 第3条 連盟は事務所を次のところに置く。
〒460-0022 名古屋市中区金山一丁目4-4 大有ビル2F TEL052-321-3245
- 第4条 連盟は会員相互の親睦ならびにミニバスケットボール競技の普及発展を図るとともに、競技を通じ少年少女の健全な育成に寄与することを目的とする。
- 第5条 連盟は目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 各種交歓大会、競技会の開催
 - 2 各種講習会の開催
 - 3 その他目的達成のため必要な事業
- 第6条 連盟の事業年度は4月1日より翌年3月末日までとする。

第二章 会員

- 第7条 この連盟は愛知県内のミニバスケットボールチームを会員として組織する。
- 第8条 この連盟に入会せんとするときは定められた様式の申込書により連盟事務所に申し込み、理事会の承認を得ることを要する。
- 第9条 会員は、すべて定められた会費を納入する義務を負う。一度納入された会費は、原則として返却しない。

第三章 役員

- 第10条 連盟に次の役員を置く。
- | | | | | | |
|-----|-----------|------|-------|------|-------|
| 理事長 | 1名 | 副理事長 | 必要な人数 | 常任理事 | 必要な人数 |
| 理事 | 必要な人数 | 委員 | 必要な人数 | 監事 | 2名 |
| 評議員 | 1（チームに1名） | | | | |
- 第11条 理事長は理事の互選により選任し、連盟の会務を総理し、連盟を代表する。副理事長は理事長の推薦により選任し、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代理する。
- 理事は評議員会の推薦により理事長がこれを委嘱し、連盟の事務を分掌する。
常任理事は、理事会の互選により選任する。
委員は理事会の推薦により理事長がこれを委嘱し、専門とする事務を分掌する。
監事は評議員会の推薦により理事長がこれを委嘱し、連盟の会計を監査する。
評議員は会員の実務代表者で連盟に関する重要な事項を審議決定する。
- 第12条 役員任期は2か年とする。ただし、留任を妨げない。役員に欠員が生じた時はこれを補充する。補充役員任期は前者の残任期間とする。

第四章 会議

- 第13条 この連盟に次の機関を置く。
- 1 評議員会（議決機関）
 - 2 企画委員会（企画立案機関）
 - 3 常任理事会（協議機関）
 - 4 理事会（執行機関）
- 第14条 定例評議員会は毎年3月理事長の召集により開催し当該年度の事業、決算の報告、審議、承認ならびに役員改選および次年度の事業計画、予算、その他の重要事項を審議決定する。

理事長は必要に応じ臨時評議員会を開催する事ができる。

評議員会は評議員の過半数の出席（議長への委任状も含める）により成立し、理事長が議長の任にあたる。

議事は出席者の過半数をもって決するが、可否が同数の場合は、議長にその決を委ねる。

第15条 企画委員会は連盟の事務遂行および連盟運営上の必要な企画立案をするため、理事長が委員長となりこれを召集する。

第16条 常任理事会は、理事の事務執行上必要と認めた都度理事長の召集により開催し、理事長が議長の任にあたり、評議員会で決定された事項の具体的な運営方法について、検討、決定する。

議事は出席者の過半数をもって決する。

理事会は、理事の事務執行上必要と認めた都度理事長の召集により開催し、理事長が議長の任にあたり、評議員会や常任理事会で決定された事項の具体的な運営方法について、検討、決定する。

議事は出席者の過半数をもって決する。

第17条 連盟の運営上、緊急を要する時に限り、理事会は、理事長の承認を得て評議員会にかわって議決を行うことができる。ただし、決定された事項は次回の評議員会に報告しなければならない。

第五章 会計

第18条 連盟の経費は、県協会からの給付金、事業収入、補助金、寄付金およびその他の収入をこれにあてる。

第19条 この連盟の会計年度は第6条の事業年度に準ずる。

第六章 賞罰

第20条 会員またはその関係者が連盟の目的に対して功績が顕著と認められたときは、別に定める規定のもとに、これを表彰する。

第21条 ミニバスケットボールの健全な選手の育成と連盟の秩序を守るため、指導者（代表者、スタッフ等）及び全てのチーム関係者に次の行為があったと認められたとき、罰則を与えることができる。

- 1 指導者の子どもに対する暴力行為（言葉を含む）があったとき
- 2 その他、選手の育成に対し、明らかに不適當な行為があったとき
- 3 連盟の秩序を乱す行為に及んだとき
- 4 提出書類について、重大な誤りを犯したとき

第22条 罰則の内容については、理事会で審議し決定する。

第七章 付則

第23条 連盟規約は評議員の議を経てのみ改正することができる。

第24条 規約の執行上必要な細則は理事会の議を経て理事長がこれを定める。

第25条 この規約は平成3年4月1日より施行する。

第26条 この規約は平成22年4月1日より一部改正し施行する。

この規約は平成23年4月1日より一部改正し施行する。

この規約は平成29年4月1日より一部改正し施行する。

この規約は平成30年4月1日より一部改正し施行する。